

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 定期予防接種を実施するために、予診票を発行する。 ② 臨時予防接種実施の通知 ③ 定期及び臨時予防接種の接種記録管理 ④ 予防接種健康被害の認定者における給付 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	予防接種台帳管理システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳特定個人情報ファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の14の項、126の項第19条第6号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25～29の項 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	<input type="checkbox"/> 適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルには、適切な権限がある職員のみがアクセスできるよう設計されている。適切な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要のない業務(機能)からのアクセスについては、個人番号を画面表示しない設計としている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5① 部署	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5② 所属長	課長 井藤 裕司	課長 小栗 正好	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月1日	I 5① 部署	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 5② 所属長の役職名	課長 小栗 正好	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年5月1日	I 7 請求先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月1日	I 8 連絡先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の10の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17の項、18の項、19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の16の2、、16の3、17、18、19の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5① 部署	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	健康増進課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7 請求先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8 連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1 対象人数いつの時点の計数	H27.3.5	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II .2 取扱者数いつの時点の計数	H26.9.19	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 8 監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	I 1② 事務の概要	<p>・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①定期予防接種を実施するために、予診票を発行する。</p> <p>②臨時予防接種実施の通知</p> <p>③定期及び臨時予防接種の接種記録管理</p> <p>④予防接種健康被害の認定者における給付</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>	<p>・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①定期予防接種を実施するために、予診票を発行する。</p> <p>②臨時予防接種実施の通知</p> <p>③定期及び臨時予防接種の接種記録管理</p> <p>④予防接種健康被害の認定者における給付</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてVRSを利用することによるもの
令和3年6月8日	I 1③ システムの名称	予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバ	予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてVRSを利用することによるもの
令和3年6月8日	I 3法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>第9条第1項、別表第一の10の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>・第9条第1項、別表第一の10の項</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においてVRSを利用することによるもの
令和3年6月15日	I 1② 事務の概要	<p>・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①定期予防接種を実施するために、予診票を発行する。</p> <p>②臨時予防接種実施の通知</p> <p>③定期及び臨時予防接種の接種記録管理</p> <p>④予防接種健康被害の認定者における給付</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。</p>	<p>・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①定期予防接種を実施するために、予診票を発行する。</p> <p>②臨時予防接種実施の通知</p> <p>③定期及び臨時予防接種の接種記録管理</p> <p>④予防接種健康被害の認定者における給付</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行うことによるもの
令和3年12月7日	I 3法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>・第9条第1項、別表第一の10の項</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>・第9条第1項、別表第一の10の項</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の利用及びVRSによる他市区町村への記録照会の運用の変更に伴うもの
令和4年8月8日	I 4②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>第19条第7号、別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>第19条第8号、別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項</p>	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月8日	I 7 請求先	<p>可児市子ども健康部健康増進課</p> <p>〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地</p> <p>可児市子育て健康プラザmano</p> <p>TEL:0574-62-1111(代表)</p>	<p>可児市子ども健康部健康増進課</p> <p>〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地</p> <p>可児市子育て健康プラザmano</p> <p>TEL:0574-62-1111(代表)</p>	事後	再実施に伴う見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月8日	I 8 連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月8日	II 1 評価対象の事務の対象人数は何らか	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月8日	II 1 対象人数いつ時点の計数か	R2.3.19	R4.6.23	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月8日	II 2 取扱者数いつ時点の計数か	R2.3.19	R4.6.23	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月8日	III しきい値判断結果	一基礎項目評価の実施が義務付けられる	一基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和4年8月8日	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和6年8月20日	I 1 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、予防接種システム、宛名管理システム、中間サーバ	ワクチン接種記録システム(VRS)、予防接種台帳管理システム、宛名管理システム、中間サーバ	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 2 特定個人情報ファイル名	予防接種システムファイル、宛名ファイル	予防接種台帳特定個人情報ファイル、宛名ファイル	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項、別表第一の10の項 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	I 4 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の16の2、16の3の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号別表第二の16の2、17、18、19の項	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1 対象人数 いつ時点の計数か	R4.6.23	R6.1.12	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 2 取扱者数 いつ時点の計数か	R4.6.23	R6.1.12	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I 1 ②事務の概要	<p>・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①定期予防接種を実施するために、予防票を発行する。</p> <p>②臨時予防接種実施の通知</p> <p>③定期及び臨時予防接種の接種記録管理</p> <p>④予防接種健康被害の認定者における給付</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>・予防接種法に基づき予防接種を実施するにあたり、被接種者の健康状態、接種済み予防接種の記録を行い、予防接種指導が正確に行われるように台帳を管理している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①定期予防接種を実施するために、予防票を発行する。</p> <p>②臨時予防接種実施の通知</p> <p>③定期及び臨時予防接種の接種記録管理</p> <p>④予防接種健康被害の認定者における給付</p> <p>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p>		再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	I 1 ③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、予防接種台帳管理システム、宛名管理システム、中間サーバ	予防接種台帳管理システム、宛名管理システム、中間サーバ		再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	I 3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>・第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表の14の項、126の項第19条第6号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p>		再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の16の2、16の3の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号法第19条第8号別表第二の16の2、17、18、19の項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25～29の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26の項</p>		再実施に伴う見直しによるもの(番号法改正)
令和7年1月24日	I 9 規則第9条第2項の適用	—	[]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	R6.1.12	R6.10.29	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II .2 取扱者数 いつの時点の計数か	R6.1.12	R6.10.29	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	II 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である/判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[O]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)